

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年7月7日

京都市長 門川 大作

京都市規則第20号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第57条に次の1号を加える。

- (2) 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた者で、その属する世帯の世帯主から定額給付金及び子育て応援特別手当を受け取ることができないものに支給する給付金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)